

8 警報発令時・災害時等の対応について

(1) 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報発令時

	状 況	対 応
午前 6 時現在 (午前 6 時に休校が 決まれば、警報が 解除されても、 その日は一日休校 になります)	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、特別警報が発令されている場合	臨時休校
	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合	
	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、大雨警報・洪水警報・大雪警報が発令されている場合	休校になる場合がある ※1 (休校になる場合のみ 6 時 30 分までに電話及びメール配信等で連絡します)
登校後	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、特別警報が発令された場合	原則引き渡し ※2
	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合	
	・鈴鹿市、亀山市のいずれかに、大雨警報・洪水警報・大雪警報が発令された場合	下校措置をとる場合がある (下校措置をとる場合のみ、電話及びメール配信等で連絡します)

※1 警報の有無にかかわらず、大雪、大雨、道路の冠水、積雪等で危険があると思われる場合には、登校を見合わせてください。

※2 暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されても、避難勧告・避難指示の発令等、引き渡しを行うよりも学校で待機する方が安全と予想される場合は、引き渡しを行わず、学校で待機させることもあります。

(2) 熱中症特別警戒アラート発令時

発表された場合は、当該日臨時休業とする。

<緊急時の連絡方法について>

緊急時の学校からの連絡は、原則メール配信で行います。大きな災害が起こると、通信障害等で電話が使用できなくなることが予想されます。また、電話がつながっても、学校に電話が集中すると保護者の方に電話連絡ができなくなるだけでなく、外部機関への緊急連絡ができなくなることもあります。大地震等の緊急時は、学校への電話はできる限りご遠慮ください。

これらのことをご理解いただき、もしもの場合に備え、メール登録をお願いします。また、メールでも電話でも連絡がとれない場合は、「災害伝言ダイヤル」を利用します。

学校から災害伝言ダイヤル『171』に情報メッセージを入れますので、伝言を再生してください。

※詳しくは、16ページに説明があります。

(3)大地震発生時

震度5強以上の地震が発生した場合、授業を中止し下校措置をとります。基本的には引き渡しを行いますので、すみやかに迎えに来てください。

①学校にいるとき

その時 子どもたちは？	学校の対応
大地震発生 安全確保 屋外の避難場所(病院南)に避難する 自宅通学生 病棟通学生 点呼後、病院に帰院 校舎の安全が確認されたら各教室に避難する 震度5強以上または平常授業ができない場合 震度5弱以下で被害がない場合 引き渡し 引き渡し場所は状況に応じて決定し連絡します 平常授業の再開	- まず安全を確保し、避難誘導、安全確認をします。 - 災害対策本部を設置し情報を収集し、体制を整えます。 - 子どもたちの安全を確保し、避難場所の体制を整えます。 「児童生徒の様子・学校の様子」を保護者に連絡します。 - 病棟生帰院後も、病院と連絡を取り合います。 「引き渡し場所等」を保護者に連絡します。 - 一定時間経過しても迎えがない場合は、そのまま学校に留め置き、個別に連絡をとります。 - 電話やメールが不通になった場合も、原則として学校に留め置きます。 - 自宅等の被害が心配な場合も、学校に留め置く場合があります。

②スクールバス乗車中

その時 バスは？子どもたちは？	学校の対応
大地震発生 安全な場所に停車する 津波やがけ崩れ等が心配される場所を走行中は、可能な限り安全な場所に移動する スクールバスの中で待機する 震度5強以上または平常運行ができない場合 震度5弱以下でバスの走行が可能な場合 引き渡し 通常運行	- まず安全を確保します。 - 学校の災害対策本部と連絡を取り合い、対応を検討します。 - 引き渡しをおこなう時は、「引き渡し場所等」を保護者に連絡します。 - メールも電話もつながらない場合は、決められた場所で引き渡しを行います。 - 平常通り運行する時は、バスの到着時刻等を連絡します。 - 学校の職員も引き渡し場所に向かいます。 - 状況が変わった場合は、その都度連絡します。

<校外学習時>

- ①安全な場所に避難し安全の確保をします。必要に応じて諸機関に援助を依頼します。
- ②「避難している場所、児童生徒の様子等」を保護者に連絡します。
- ③「引き渡し場所等」が決定したら、その都度保護者に連絡します。

<自宅にいるとき>

基本的には、学校から連絡があるまで自宅等で避難してください。学校から緊急連絡先に連絡し安否確認をします。また、連絡が取れない場合は、災害伝言ダイヤルを利用します。

<津波警報・大津波警報発令時>

※ 震度5強に満たない地震でも、津波警報・大津波警報は発令される場合があります。バスは安全な場所に移動し、その後の対応は、災害対策本部で検討し、保護者に伝えます。原則引き渡しを行います。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意 又は 巨大地震警戒)発表時

午前6時現在、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された場合、学校は休校になります。

巨大地震警戒が発表された場合、全県立学校は、1 週間の臨時休業を基本とします。

① 学校にいるとき

その時 子どもたちは？	学校の対応
※巨大地震警戒 下校準備 ↓ 屋外の避難場所(運動場)に避難する ↓ 引き渡し 注意情報または予知情報が解除されてもスクールバスは運行しません。引き渡しを行います。 ※巨大地震注意 情報収集に努め、注意対応をとりながら平常通り学校活動を行います。	・防災頭巾・防災用品・緊急薬等を準備し、子どもたちの安全を確保し、避難場所の体制を整えます。 ・「児童・生徒の様子・引き渡し場所等」を保護者に連絡します。 ・一定時間経過しても迎えない場合は、そのまま学校に留め置き、個別に連絡をとります。 ・電話やメールが不通になった場合も、原則として学校に留め置きます。 ・自宅等の被害が心配な場合も、学校に留め置く場合があります。 ・引き渡し場所は状況に応じて決定し連絡します ・巨大地震注意発表時においても、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる場合があります。

② スクールバス乗車中

その時 バスは？子どもたちは？	学校の対応
※巨大地震警戒 まだバスに乗らず停留所にいる場合は、速やかに帰宅してください。 安全な場所に停車する ↓ 引き渡し場所まで運行する ↓ 引き渡し ※巨大地震注意 情報収集に努め、注意対応をとりながら平常通り運行します。	・バスは一旦停車して、情報を収集します。学校の災害対策本部と連絡を取り合います。 ・「児童・生徒の様子・スクールバスの位置等」を保護者に連絡します。 ・「引き渡し場所等」を保護者に連絡します。 ・学校の職員も引き渡し場所に向かいます。 ・状況が変わった場合は、その都度連絡します。 ・巨大地震注意発表時においても、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、運休の措置を講じる場合があります。

<校外学習時>

- ①避難場所に避難します。
- ②「避難している場所、児童生徒の様子等」を保護者に連絡します。
- ③「引き渡し場所等」が決定したら、その都度保護者に連絡します。

<自宅にいるとき>

午前6時現在、南海トラフ地震臨時情報が発表されている場合、学校は休校になります。スクールバスは運休します。なお、午前6時以降に解除になっても、学校は休校になります。基本的には、学校から連絡があるまで自宅で待機してください。

(5) 緊急連絡カード

緊急連絡カードは、学校に保管させていただきます。縮小コピーしたものを1部お返ししますので、いつもカバンに入れておいてください。

※「緊急連絡先」等に変更がありましたら、その都度、担任にお知らせください。

(6) 防災用品

学校には、児童生徒用の防災用品を保管します。「防災用品チェックリスト」をご覧ください、家庭で用意をお願いします。保存水や食料には賞味期限や消費期限があります。防災用品チェックリストを作成していただき、期限が近いものの入れ替えをお願いします。また、学校からも声をかけさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(7) 災害用緊急薬

自宅通学生で薬を服用している児童生徒は、食料と同じように三日分の薬も常備する必要があります。緊急連絡カード、処方箋のコピーと一緒に、三日分の薬を袋に入れ、通学カバンに常備してください。変更があれば、随時担任に連絡してください。

薬には使用期限があるので、必要に応じて入れ替えてください。

災害伝言ダイヤルの操作方法

